

平成 28 年第 12 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第12回教育委員会会議

1 日 時 平成28年5月17日（火） 13時30分～14時35分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
教育政策担当係長	堀 川	信 乃
教育政策担当係員	大 脇	章 広
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
推進担当係長	川 口	聡 志
学校教育部長	引 地	秀 美
児童生徒担当部長	和 田	悦 明
児童生徒担当課長	喜多山	篤
児童生徒担当係長	桑 原	俊 二
学校相談支援担当係長	高屋敷	優
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について
議案第2号 札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第12回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、池田光司委員と池田官司委員にお願いいたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 議案第1号「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」についてご説明します。

本基本方針は、札幌市におけるいじめの防止等を総合的かつ効果的に推進するための取組の基本的な方針として策定するものです。

加えまして、いじめ防止対策推進法に基づき、市内の学校が、学校いじめ防止基本方針を策定する際に参酌するものであることから、札幌市の基本方針が各学校における取組に生かされ、いじめの防止等がより一層図られることを期待して策定するものであります。

本基本方針の案につきましては、平成28年1月19日の教育委員会会議において、ご承認いただきました。

その後、1月25日の市長副市長会議においてご承認いただき、2月29日の文教委員会を経まして、3月7日から4月5日までの期間、パブリックコメントを行い、市民の皆様からご意見を募集しました。

本日は、市民の皆様からのご意見を考慮した結果、本基本方針について一部修正を加えたことから、議案として提出させていただくものであります。

まず、パブリックコメントで寄せられた市民の皆様からのご意見について、ご説明させていただきます。

資料のパブリックコメントとインデックスがついているページをご覧ください。そちらの表に、ご意見に対する札幌市教育委員会の考え方をAからEの5種類に分類いたしました。

1枚おめぐりいただき、パブリックコメントの内訳と記載されている箇所をご覧ください。18名の市民の方々から62件のご意見をいただきました。

意見に基づく当初案からの変更点の箇所をご覧ください。表に記載の3箇所を変更させていただいております。No1、No2は、市民から、読み違いのおそれがあるとの意見によって、漢字を平仮名に変更したり、句読点を追加したものです。

No3は、右側の変更点のところに、下線を引いてある部分の表記を付記したものです。これは、いじめが未確認の段階でも、いじめられているものとして扱うべきだといった意見を受け、変更しております。それに該当するページ、方針とページとしましては、変更点3というインデックスのページをご覧ください。そのページのフローチャート図の中の最上段に「いじめの疑いのある情報の把握」という部分があります。

当初は、そちらの言葉が「いじめの把握」と記載しておりました。その記載を、「いじめの疑いのある情報の把握」といった記載に、ご意見を踏まえ変更させていただきたいと思っています。

それに対応しまして、そのフローチャートの上のほうにあります文章、1行目になりますが、題目の次に行になります。「いじめの疑いのある情報を把握した場合は」と記載されているところでもあります。

当初は、ここは「いじめを把握した場合は」というふうに記載してございましたが、それを「いじめの疑いのある情報を把握した場合は」と変更させていただきたいと思っています。

このほかのご意見につきましては、パブリックコメントとインデックスがついてあるページから4ページ目以降、表が並んでいると思いますが、そちらに記載してあります。内容としては、案と意見との趣旨が同様と考えられるものとか、案を修正していないけれども、今後の施策の進め方等に参考とさせていただくものとか、案に取り入れなかったものとか、あるいは、案の質問について等の文面として、これらのご意見、ご質問に対して札幌市としての考え方を示しています。

これらについては、本基本方針を変更するものではないとの我々の判断から、参考として掲げたいと思います。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法及び子どもの権利条例を踏まえまして、本市の全ての子どもたちがいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の学校生活を送ることができ、健やかな成長をするよう願いを込めて策定するものであります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○**長岡教育長** ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○**池田（光）委員** パブリックコメントのインデックスのついている資料の裏側にパブリックコメントの内訳とありますね。件数が書いてありますけれども、この位置づけとといいますか、要は、協議度合いがどの程度か知りたいです。具体的には、一般的なパブリックコメントと比べて、あるいは、教育委員会で行ったパブリックコメントと比べて、今回寄せられた意見数が多かったのか少なかったのかお聞きしたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 多いか少ないかというのは、判断が大変難しいと思います。我々としては、市民の方々からきちんと意見を伺っており、件数が多い少

ないということではなく、いろいろな意見をいただいていることから、しっかり見ていただいていると判断しております。

○池田（光）委員 通常、この程度の件数といった感じでしょうか。

○児童生徒担当部長 ほかのパブリックコメントで寄せられた意見数は持ち合わせておらず、件数の多寡までは判断できませんが、期間は一般的な時間をとっております。ただ、寄せられてきている意見の内容を見ると、きちんと細かいところまで指摘されておりますので、きちんと内容を見ていただいていると考えています。

それから、学校を通して、本案について周知、啓発させていただいておりますので、そういう意味では、市民に浸透したパブリックコメントと判断しております。

○長岡教育長 ほかの色々な計画や市民の意見を聴取する部分でのパブリックコメントと比して、どのようなのかというご質問です。

そう考えると、いじめというのは、社会の関心も非常に高く、このパブリックコメントに対する市民の反応はあったのではないかと考えており、この件数は多いほうだと感じております。

そのあたりの補足はどうでしょうか。生涯学習部長、経験的に何かありませんか。

○生涯学習部長 例えば、全市的な施策、計画などは、場合によって、これ以上の人数、件数が寄せられる場合がありますが、個別部門の計画や方針の中では、この18名、62件というのは比較的多いです。やはり、皆さんはご興味、ご関心があるのか、件数は多いと思います。

他の計画との比較ですが、教育振興基本計画で45人から130件の意見数なので、いじめ単独でこの人数、件数というのは、皆さんご関心を持っていただいたということだと思えます。

○山中委員 関連してお聞きしますが、過去に、いじめ関係の案件でパブリックコメントを行ったことがあった場合、それと比較して、今回のものは多い少ないか把握し、その点から、もう少し方法を工夫すべきではないかといった点にもつながっていくのではと思うのですが、過去のいじめ関係のパブリックコメントはどうでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 過去にはございません。初めてのことです。

○**山中委員** 感覚的にではなくて、やはり、同じ問題について事例がないとしても、生涯学習部長からご説明のあったような点はきちんと把握しておくべきだと思います。

○**阿部委員** この方針の対象になるお子さんをお持ちの私たち保護者年代で言うと、この表の分類でいうと、20代、30代、40代の方が多いと思いますが、保護者のご意見というのは、人数にしても、件数にしても、この表から読み取ると数字としては非常に少ないという印象を受けました。パブリックコメント自体、どのようにして市民にお願いしているのでしょうか。

また、この資料を見ると、50代の方が一人で数件のコメントを寄せてくださっているようですが、いじめに関する事なので、個人的には、寄せられる意見の数はもう少し多いのではないかとといった印象を受けました。皆さん、関心を持っていないとは思いませんが、このパブリックコメントという制度自体が市民に浸透していないのではないかと、パブリックコメントで意見を寄せる機会があるということ自体、当事者の人たちはどのように認知しているのか疑問を感じたので、その辺りの関連等も今後考えていくと、よりよい方向に進んでいくのではないかと思います。

○**児童生徒担当部長** 委員会としてパブリックコメントを行う際は、ホームページをはじめとして、各学校の先生方や、私立、道立学校も含めて、札幌市にある学校の意見を通してパブリックコメントをさせていただいております。

さらには、まちづくりセンター、教育センター、図書館、地区センター、関係部局、さまざまところで配布しております。

意見が少ないことをどう捉えるかということですが、先ほど教育長からもお話しいただいたとおり、市民の意識は非常に高いものだと思っています。

確かに、方針がたくさんあって文書が長いといった点では工夫が必要な部分はあるかもしれません。

ただ、パブリックコメントの方法は、知られていないわけではなく、かなり啓発されているものだと捉えています。

各学校からの反応も、この方針について質問があったという話も聞いておりますし、PTAでも話題になっていたという話も聞いております。そういう意味では、普及していると判断しております。

○**阿部委員** ある程度の方には浸透しているけれども、特に、この方針につい

て意見があるわけではないからコメントがないということですか。

○**児童生徒担当部長** 我々としては、そういうふうには判断しております。

○**阿部委員** 学校へはどのようにして発信されているのでしょうか。通知文のようなものを使用しているのですか。

○**児童生徒担当部長** 通知文と、当然、口頭でもお話をさせていただいたり、PTA集会などの機会でもお話をさせていただいております。学校によっては、学校だより等のさまざまな方法をとっていただきながら周知をさせていただいております。

○**山中委員** 学校などを通して周知し、それに対して学校から実際に反応があったのでしょうか。それを踏まえて、その意見について検討したという経過があるのでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 意見としては、パブリックコメントで寄せられたものを取り上げていますが、このパブリックコメントはどのようなものですかという質問的なもの、あるいは、どのように書いたらよいのでしょうかという相談等が学校に寄せられていたという話は、学校から電話等では何件かはあります。

○**山中委員** そうすると、学校の教職員から意見が寄せられたとか、寄せられるようなことは考えていないということでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 教職員も、パブリックコメントに意見を書くことは可能です。

○**山中委員** あくまでもパブリックコメントを通してということですね。学校を通してとかPTAを通して意見を聞くという方式は考えられていないのですね。

○**児童生徒担当部長** そのような意見があった場合には、パブリックコメントを通して、意見を出してくださいといった説明をさせていただいております。

○**児童生徒担当課長** 基本的に、案を作成する段階のところで、各学校の代表者の先生方からもご意見をいただいております、学校からの視点で見ていた

だいて、案をつくったという経緯があります。

○池田（光）委員 この方針の「はじめに」で、1万7,574人の児童生徒は何らかのいじめを受けていると、この数字を見たときに、この問題の取組というのは教育委員会として大事であり、また、教育委員としても大事と思いました。そのような中で、パブリックコメントの件数が、すごく少なかったような印象を受けたので、冒頭の質問をいたしました。

おそらく、市民の皆さんもいじめを解決する手段に関心があったり、時折、学校はいじめを把握してなかったという話も報道されたりして、学校の取組についてもPTAの方たちが関心を持っていらっしゃるのではないかなと思ったのです。そういった意味でも、もう少しパブリックコメントの件数が多くなるのではという気もしました。

また、重大事態発生という新しい体制の委員会についての反応も予測していたのですが、今回の修正案を見てみると、文字の修正、疑いのあると言った点の一、二点の修正だったので、ちょっと肩すかしを受けたといった印象です。

次にパブリックコメントを行うときには、制約があるかもしれませんが、もう少し違った工夫など意見を集約する方法について、研究の余地があるのではないかと思いました。

○児童生徒担当部長 今、委員からご指摘のとおり、この方針に対するパブリックコメントは初めて行ったものですから、次回行うときに、今回の件を踏まえて、より皆さんに意見をいただくような工夫をしたいと思います。

また、先ほど、課長からも説明があったとおり、この方針案をつくる前にも、学校や保護者の方からもいろいろと意見をいただき、反映したと言った経緯もありますので、それが今回の意見数に影響する部分もあると思っております。

ただ、皆様から意見をいただいたとおり、しっかりと検証して、次回に生かしていきたいと思います。

○池田（官）委員 パブリックコメントの数について、あくまで印象ですが、私も少ないような感じがします。ただ、ほかのパブリックコメントと比べてどうか、本当にこれが少ないのかということは、色々な検証が必要だと思いますし、もう少しパブリックコメントが集まるような工夫があるとよいのかなと思います。

別のことですが、パブリックコメントの第4章の市立学校におけるいじめへの対処の流れの一番下の7番のコメントについてお伺いしたいと思います。

拝見しますと、非常にもっともだなと思ひまして、「軽微なものを除き、文

書で速やかに教育委員会に報告するとあるが」云々ということで、それに対しての回答は、いじめと認知したものは全て報告することとしていますとなっています。この文脈を見ましても、違うところだったか、要するに、私がここで言いたいのは、この指摘は非常にもっともで、「軽微」という文言はとってもよいのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

もう一つ、世間的には、これまでのいろいろなメディアなどの報道を見ていても、いじめがあった場合、表沙汰にならなくて、学校でもなるべく公表したくないという現状があるのではないかと思います。

最初に修正を行った点についても、いじめの疑いがあるものについてもきちんと報告していくようにという方向性だろうと思うのです。全体的にそのような方向性ならば、そういったことを指摘してくださっているのだと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

もしこの回答どおりであれば、「軽微」という文言はなくてもよろしいような気もするのですが、このような事態を想定して入れておく必要があるということがあれば、少しご説明いただければと思います。

○児童生徒担当部長 我々のほうで考えているのは、「軽微」という表現も含めて、いじめの疑いでくくれるかと思っています。今のご指摘のとおり、「軽微」という文言が、誤解を招いたり、受け取る側に温度差があるということであれば、検討させていただいて、後ほどご回答させていただいて構わないでしょうか。

○池田（官）委員 はい。おそらく、この文言を入れたのは、余りにも細かいことまで報告が上ると煩雑になると考えられたのではないかと思います。例えばですが、何か想定されたことがあったと思うのです。

○児童生徒担当部長 想定されているものの一つの例として、小学校1年生の例がよく挙げられるのですが、子どもたちは、ちょっといたずらしても、いじめられた、いじめられたとか、いじめた、いじめたとかと言ってしまったりすることがあるのです。

ところが、それは、子どもたちは言葉で言っているだけで、全然いじめたといった意識はなく、そういった意味で判断をしていただきたいという思いがあって、このような表現を使った部分もあります。

ただ、それについて明確に説明しているわけではなく、やはり、受け取る側にとっても、どの程度が軽微でどの程度が軽微でないかという判断がなかなか難しいところもありますので、もう一度検討させていただき、後ほどお答えさ

せていただければと思います。

○**教育次長** 学校にはいろいろないじめがありますので、「軽微なものは除き」という文言は入れたほうが良いと思います。ただ、子どもがいろいろと訴えてくるものは、学校で、いじめとして認識するのですが、これを全て教育委員会へ文書で報告するとした場合、今度は学校がいじめの認識のハードルを上げてしまうということになりかねません。

そのような不安もありますので、むしろ、ここは「軽微なものを除き」という文言を入れることによって、学校で教育委員会に報告すべきかどうかを判断できるので、この文言は残したほうが本来の趣旨に沿ったものになると思います。

○**池田(官)委員** 全体を通しての運用の問題かもしれませんが、なるべく色々な情報を報告すべきということが徹底されていけばよろしいのではと思います。

○**佐藤委員** 今の点ですが、このパブリックコメントに対する回答を拝見すると、「学校がいじめと認知したものについては、教育委員会に全て文書又は口頭で報告することとしています。」という記載があります。おそらく、その記載と照合し、今の部分を考えてみると、この部分は、軽微なものは口頭で、それを除いて文書でという意味ではないのでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 基本的には、今おっしゃったとおりです。

○**佐藤委員** そうすると、16ページの5の最初の丸ですが、「児童生徒に係るいじめを把握した際」というのは、パブリックコメントの回答の学校がいじめと認知したと解釈してよいわけですね。したがって、学校が把握、認知したときということで、もし変えるとすれば、「口頭又は文書で速やかに報告する」という形にすれば、この回答と一致すると思いました。

○**児童生徒担当部長** 先ほどの7番の回答の部分の、札幌市の考え方に書いてありますように、認知したものについては、全てということがわかるような表記も必要かと思いますが、表現を検討させていただきたいと思います。基本的には、「軽微なものを除き」といった文言は残していきたいと思っております。

○**佐藤委員** 今のご説明の中にあつた小学校1年生の事例とか、いじめに至る

まで認知していないとか、いじめと把握しづらいというものについては、ここから外れるという解釈でよろしいですね。

○**児童生徒担当部長**　そうです。今、学校で判断に迷うものについては、委員会へご相談いただきますので、そういった意味では、かなりの部分が、委員会へ報告されているものと認識しております。

○**山中委員**　それでは、口頭で報告を受けたけれども、やはり文書で報告してもらうべきだという案件は、文書で当然報告させるという運用になるのですね。

○**児童生徒担当部長**　こちらのほうで助言、指導して、文書で報告をしてもらうという場合もあります。

○**山中委員**　そして、今日の回答の扱いについて、検討させていただきたいという回答は、今日の委員会では決定しないで、今の点は検討した上で再度議案として諮るということになるのでしょうか。

○**児童生徒担当部長**　私の申し上げ方が不足でございました。回答について、この点についてはこのままにさせていただいて、ご説明を後ほどさせていただきたいという意味であります。失礼しました。

○**山中委員**　そうすると、佐藤委員の話との関係では、16ページの「軽微なものを除き」の後に「口頭又は文書で」というようなかたちで、「口頭で」という言葉を入れるようにして、今日、ここで決定すると提案しなければいけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**長岡教育長**　その点は、確認しようを思っておりました。いかがでしょうか。

○**児童生徒担当部長**　今ご指摘があったとおり、「軽微なもの」を除きたいと考えています。

○**山中委員**　むしろ、「軽微なものを除き」と表記されているのが不適切ではないのでしょうか。

○**佐藤委員**　「軽微なものを除き」を削除して、「口頭又は文書で」とすれば、こちらとは整合性がつくと思います。

○山中委員 そういった意味では、パブリックコメントの文言を生かすことになります。その点を整理したいということでしたら、今日は決定しないほうがよいのではないのでしょうか。

○児童生徒担当部長 今ご指摘があったとおり、「口頭又は文書で」と変えさせていただきますと思います。

○教育次長 そのようにした場合、すごい数になります。つまり、軽微なものと記載すると、数が膨大なので、現実的に、学校も非常に大変になります。したがって、先ほど申したように、「これはいじめじゃない。」といった逆の作用が働く可能性もあります。

○山中委員 少し整理したほうがよいのではないのでしょうか。

○佐藤委員 ざっくりばらんな聞き方ですが、学校がいじめと認知した件数が物すごく多いということでしょうか。

○教育次長 基本的には子どもに対し、いじめ調査をやって、数がたくさんあがってきます。そこで、いじめかどうかよりも、いじめの状況が見られる、何らかのそういう訴えがある、サインが出ているといったら、学校は、即、いじめとして対応していきます。それが正式ないじめかどうかよりも、初期の動きが非常に大事になります。

ですから、教育委員会に対する報告という部分を強く出せば出すほど学校は硬直化していくところがあるので、この点は、注意しなければいけないと思っております。

○児童生徒担当部長 実際に、調査は、子どもに直接聞いております。しかも、子どもと、そのほかにも先生方がそのように思うものと両方聞いております。そういった意味では、子どもたちの実態は、調査でもれなく浮き上がってくると判断できると思います。また、調査で報告されてきたものは、当然、こちらのほうでは全て認知できます。

○佐藤委員 児童生徒が自分はいじめられているとアンケートに回答したら、それは学校がいじめと認知したということになるのでしょうか。

○児童生徒担当部長 直接、子どもたちに当たっていじめかどうかの判断をし

ていくこととなります。

○山中委員 そのうえで、文書で報告するものとそうでないものは学校側で選別するということですか。

○児童生徒担当部長 はい。

○児童生徒担当課長 この部分の趣旨としては、学校がいじめを把握したら、教育委員会にすぐに報告して、その対応を教育委員会と一緒に考えましょうということです。その次の丸ですが、学校で解決までの見通しが立たない場合や長期化した場合は協議するということです。そして、犯罪だという場合は警察にという対応の初期の段階でしっかりと報告をしましょうという意味合いがあるということです。

○長岡教育長 整理しますが、一つ目の丸は、いじめを把握した際、すべての案件を報告してもらった場合、学校現場には、相当の加重がかかることが想定されます。

そこで軽微なものを除きということで、いろいろな色合いのものがあって、薄いものまでは学校のほうで、そういうものまでは報告はよいですよというニュアンスをここで残し、基本的には報告するけれども、薄いものまでは求めませんという認識でよいのですね。

それは、文書ではなくて、例えば、口頭で報告することもあってもよいという捉え方で、裁量を現場に残したような形での規定の仕方と捉えてよいのですか。

○児童生徒担当部長 そのような形でお願いします。

○佐藤委員 軽微なものというのは、具体的には学校内で対処可能なものということですね。

○児童生徒担当部長 はい。

○佐藤委員 軽微なものという文言がひっかかっているのだらうと思いますので、軽微か、それとも重いかという区別が合っていないのだと思います。この部分は、学校内で対処できるものを除きとすると。

○山中委員 学校内で対処できるものであっても、軽微なものでないものがあるわけですね。一方で、パブリックコメントに対する札幌市の考え方には、はっきりいじめと認知したものについては、全て文書又は口頭で報告すると記載しております。

そうすると、教育長がまとめられたものとも相違があります。教育長は、色の薄いものは報告しなくてよいといった言い方でまとめられたように私は受けとめました。仮にそうすると、このパブリックコメントの札幌市の考え方と方針は異なるのではないかと感じられますので、いずれにしても整理していただいたほうが良いと思います。

つまり、このような案件は運用に任せ、あるいは学校に任せ、しかし、全て口頭又は文書で報告させるのだというパブリックコメントに対する回答との整合性をとりながら、文書で報告するのはこのような案件だということを意識してまとめなければならないと思うのです。

○教育次長 これは、パブリックコメントの部分の札幌市の考え方について、表現の仕方が少し不足しています。口頭又は文書で報告が来るものというところの説明が少し足りないと思います。

基本方針自体に余り書き込むと、先ほどのような形になるので、パブリックコメントの認識で示す私たちの考え方が不十分ではないかという感じがします。この記載であれば、今までのお話のとおり全部学校から報告が上がってしまうということです。そういうことは想定していませんね。

○児童生徒担当部長 パブリックコメントに対する札幌市の考え方も公表しますので、その際に、十分理解を得られるような表現、説明を加えて変えさせていただくということではいかがでしょうか。

○山中委員 札幌市の考え方は、まだ公表されていないということですか。

○児童生徒担当部長 まだ公表されていません。

○山中委員 それであれば、整合性を考えていただき、16ページの書き方も少し工夫したほうがよいかもしれません。「軽微な」という文言を入れるか入れないかによって、整理をしたほうが良い気がします。これは、いつまでに決めなければいけないのですか。

○児童生徒担当部長 できれば、今月中ぐらいに決めたいと思っています。

○長岡教育長 その根拠は、特に5月いっぱいではなければいけない、それが6月、7月になったらいけないということはあるのですか。

○児童生徒担当部長 特別にはありません。2学期から、学校の取組が進めばといった考えです。

○長岡教育長 今日決めなければいけないということではないですね。次回の会議はいつですか。

○総務課長 6月14日です。

○長岡教育長 6月14日ですね。そこで、決定してもよろしいのですか。

○児童生徒担当部長 はい。

○長岡教育長 それでは、このパブリックコメントの意見に対する考え方と、方針の16ページの記載について、整合性をとるようにしてください。それから、私からの要望ですが、「軽微なものを除き」というのは、非常にアバウトな表現だと思います。その概念を、多少解釈ができるような規定をお願いしたいと思います。この文書以外に、注釈でも構いませんが、もう少し現場が困らないような規定の仕方をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○児童生徒担当部長 今のお話のとおり検討させていただき、そのように変えていきたいと思えます。

○池田（光）委員 可能であれば、この防止策の基本的な考え方の他の都道府県の事例を確認させていただき、次年度に向けて色々なことを検証することが必要ではないかという気がします。できれば、そういうものを何点か集めていただいて、この方針を多角的に見てみたいと思えます。

パブリックコメントについても、もう少し市民からの反応があってもよいのではと思えますので、提案の仕方、あるいは、見方、読み込み方、考え方をもう一回整理して、来年に向けていければと思っていますので、お願いしたいと思います。

○児童生徒担当部長 他都市のものを調査し、資料としてお渡しできるように整えたいと思えます。

○長岡教育長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、パブリックコメントに対する札幌市の考え方、規定の仕方を整理、修正していただき、次回の会議で、もう一度議案として、継続審議していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、次回の会議で継続して審議することといたします。

◎議案第2号 札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第2号 札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案についてです。

本改正は、同規則の別表に定めている貸付物件の更新等による名称や仕様等についての改正です。

市民ホールは、旧市民会館より大ホールの舞台装置や備品類を移設し、引き続き使用しておりましたが、経年劣化等の課題から、平成28年1月13日より休館し、更新工事を行っているところです。

この工事で更新する貸付物件の多くは、同等品として更新しているところですが、時代の流れとともに名称や仕様が変化しているものや、利用実績が少ない、または部品調達が困難なため修繕できないなど、一定の役目を終え、廃止したものについて、この規則を改正するものであります。

規則改正の内容につきましては、インデックスの新旧対照表に詳しく規則の改正、新旧が載せてありますが、舞台照明など技術的かつ専門性の高い物件のため、別途、わかりやすいように資料を用意してあります。

別添の資料、一番後ろにあります。A3判のカラーの資料をご覧くださいと思います。

資料の右の表に、今回、改正が必要となっている物件の一覧と変更内容について記載しており、修正となる箇所を朱書きで記載しております。

また、今回、仕様や名称を変更する備え付け物件の写真及び設置位置については、資料の左半分の下段及び右半分に記載いたしましたので、審議の際に参考としていただきたいと思います。

なお、議案第2号、2ページ目の附則に記載いたしました施行日についてですが、更新工事が5月中に終了する見込みとなったことから、平成28年6月1日の再開館に合わせた施行日としております。

本改正案の内容は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対しまして、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○池田（光）委員 市民ホールというのは、臨時的に建てられたものですが、それとも、恒久的に建てられたものなのですか、どちらなのでしょう。

○生涯学習部長 旧市民会館が老朽化し、耐震性に疑問があるということで、

急遽、当初はリース契約で暫定的な利用を想定して建てられたものです。暫定というのは、今、北1西1に建設中の建物の中に組み込まれるホールの供用まで使用するといったものでございました。建物はリース物件とはいえ、十分使えるものですので、いつまで使うかという区切りはつけておりません。

また、設置を条例で定めておりますので、条例規則上は、暫定あるいは恒久的なものといった区別は一切ございません。

○池田（光）委員 私は、いわゆる暫定と認識していました。あと、これにかかった費用は億単位でしたよね。何億ですか。

○生涯学習部長 6億9,000万円の改修費です。

○池田（光）委員 約7億円のお金をかけたということですね。

○生涯学習部長 平成27年度及び28年度で改修は既に行っており、工事がほぼ完了し、6月1日から新たに供用するので、改修に伴って更新した備品について、規程の整備をしたいということです。

○池田（光）委員 工事が大体終わったので、ということですね。

○生涯学習部長 6月1日から供用を再開することになりましたので、備付物品の使用料をこの規則に基づいていただく形になります。したがって、6月1日までに更新した物件の仕様や名称等を、規則上修正したうえで料金をいただくというための段取り、手続ということです。

○長岡教育長 最初の部分ですが、新しく市民ホールをつくったときに、暫定使用ということで、設備は全部新しいものにせず、旧市民会館の設備から一部持ってきて、使えるものを使いました。

しかし、経年劣化で使用できないものや、安全性も鑑みたときに更新しなければいけないものがあります。

それで、池田光司委員がおっしゃったように、今の市民ホールはまだこれからも使う予定なので、新たに設備を更新しなければいけなくなりました。

そして、市民ホール条例施行規則という根拠法令があり、別表でこの設備関係が一覧になっていて、例えば、照明器具がLEDに変わったとか、ワット数が変わった点などを新たに規定し直したという改正の議案ということですね。

○生涯学習部長 はい。先ほどご覧いただいたカラーのA3判の資料の左の表をもう一度ご覧いただきたいと思います。例えば、ボーダーライトという品名では、従前は「150ワット掛ける72灯」という規則上の記載しておりましたが、今回、更新しましたところ、130ワットに変更となりました。その下のアップーホリゾントライトであれば、72灯のものが64灯になったとか、そういった更新に部分についても、全て規則に仕様上まで書き込まれているため、そのような記述を規則上変更する必要があります。ほかには、古い備品を使わなくなったので、例えば、音響設備の下段にありますとおり、規則から削除したものもあります。

この規則が、何のための規則かといいますと、使用者から使用料をいただくには、条例規則等の根拠に基づかなければなりません。この更新物件については6月1日から料金をいただくことになるので、その前の5月中にこの規則の改正が必要ということです。

○池田（光）委員 備品の内容について、書きかえるのですか。例えば、使用料の件についてであれば、それが一番先に来て、使用料の改正というのがよいのかもしれません。

○長岡教育長 今回は、使用料を変えることではございません。

○山中委員 民間的に言えば、いろいろな設備をつけて貸しますよという賃貸借契約のときにつける別表みたいなものでしょうか。

○長岡教育長 そうです。ほかによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第2号について、提案どおり決定します。

【閉 会】

○長岡教育長 本日、予定された議案は以上ですが、このほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 以上で、平成28年第12回教育委員会会議を終了いたします。
以 上